

### 4月1日から

## 被保険者証が新しく

昭和五十九年四月一日から被保険者証が新しくなります。うぐいす色の古い被保険者証は、使えなくなり、市役所に返して、新しいものと取り替えてください。

◎四月一日以降診察を受けるときは、必ず新しい被保険者証を窓口へ提出してください。

◎三月から継続して治療を受けるときも、必ず新証を窓口へ提出してください。

◎老人医療の該当者は、健康手帳にこの被保険者証を添えてください。

◎福祉医療の該当者は、福祉医療費受給者証（乳児、障害、高齢障害用）または福祉医療費請求書を添えてください。

◎あなたが支払う診療費（一部負担金）は、そのつど支払ってください。

◎受診した医療機関より被保険者証を返してもらうときは、給付記録簿に記入してもらってください。

◎交通事故や傷害による受診は、すぐに市役所に届け出なければなりません。

その他、保険証更新期にあたり注意していただきたいことを申しあげます。

最近「保険証をなくしました」と届けられる事件が増えてきています。

多様な日常生活の中でやむを得ない事かと思いますが、予期せぬ事態が発生しないともいえません。大切に保管してください。

万一そのような場合は、まず警察署に紛失届を出してください。

次に市役所に印鑑を持参のうえ再交付の申請をしてください。その場合新たに再交付はできません。

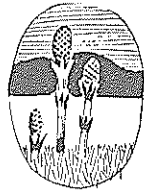
後日世帯主宛に郵送します。もちろん郵送料の実費である切手も提出願います（速達の場合は速達料も必要）。

次に納税との問題です。毎度ご注意を申し上げているとおり、一年を締めくくる三月に納税が済ん

でいせんと、保険証発送が自動的に全被保険者にと行うことができます。

大切な保険証ですので、本来ならば一人一人に印鑑を持って来庁していただき交付すべきものですが、短時間に事務が多くなるため郵送し利便を計っています。本年は三月二十七日ごろ発送しますので、月末に到着しない場合は必ず照会してください。

## 国民年金 保険料は納めていますか



国民年金などが受けられないことがありますが、また未納の期間が長くなると、将来、老齢年金さえも受けられないことになりかねません。

保険料を納めて給付を続けている国民健康保険をご理解いただき、未納の方の早期納税をお願いいたします。ただ完納まで給付を阻まないよう、資格証明書を発行していただきますので、世帯主かこれに代わる人が印鑑を持っておいでください。

納税が遅れることは被保険者相互扶助の精神をくずし、保険者、被保険者共に大変な苦心を強いられることとなりますので、国保制

母子年金などが受けられないことがありますが、また未納の期間が長くなると、将来、老齢年金さえも受けられないことになりかねません。

### 危ない！

### 線路内の遊び

春になると、子どもたちが外に出て遊ぶことが多くなり、線路内に入った、線路に石や物を置くなど危険な行為が増えています。

子どもたちは、列車や自動車な

国民年金の保険料は、免除を受けている方以外は必ず納めなければなりません。もし、昨年四月からの保険料に納め忘れがありましたら、必ず今月中に納めてください。

【市民課年金係】

度をご理解いただき全被保険者のご協力を強くお願いします。

◎市民図書館の国保図書：案内  
大豆で体が若返る▼対人恐怖▼  
痛とホルモン▼ビジネスマンの健康百科▼精神分裂病・性と結婚▼  
脳の発達と子どものからだ▼痔、直腸肛門の病気▼肝臓とウイルス▼  
ガンとの再発と転移▼青野菜ジュースは効く

※意見や質問をお寄せください  
☎2111内線135

【市民課国保係】

ど動くものに興味を持ち、線路内で遊ぶことがよくあります。

子どもがけがをしても大変です。小さいことが重大事故につながることもあります。

尊い命を守るため、線路内に入ったり、線路に石や物を置かないよう、十分な指導をお願いします。

【国鉄後免駅】

## 旧小型船舶 操縦士免許

### 失効日迫る

講習を受け一級小型船舶 操縦士の免許取得を

昭和四十九年五月二十五日以前に旧小型船舶操縦士免許または甲板部関係（航海士など）の資格をお持ちの方は、運輸大臣の指定する講習会を受けると、一級小型船舶操縦士の免許が取得できます。

この制度は、今年の五月二十五日で終了しますので、また講習を修了していない方は、早く受講して一級小型船舶操縦士免許に切り替えてください。

これからの講習日程は次のとおりです。

- 旧日本船舶職員養成協会四国支部（☎0878①1721）  
四月二日、十六日（高松市）  
五月七日
- 旧日本モーターボート協会四国事務所（☎0878②1194）  
三月二十三日（高松市）

海技免状が5年ごとの更新制に

これまでの海技免状は、一度取得すれば終身有効でしたが、法改正（昭和五十八年四月三十日施行）により有効期限は5年間となり、5年ごとの更新が必要となります。

## 成人病の豆知識

### 「がん」

わたしたちの体をつくっている細胞がある日突然、何らかの原因でがん細胞に変化することがあります。これががんの発生です。

がん細胞は、早いもの、遅いもの、その成長速度に違いがありますが、放っておくと、とどまることなく大きくなります。

またがん細胞は血管やリンパ管の中にバラバラになって入り込み、リンパ節や遠く離れたいろいろな

### 早期発見

### 早期治療が大切

臓器に広がり、同じようなこぶをつくります。これを「転移」といいます。もとのこぶも転移のこぶもまわりの臓器を破壊し、神経や血管を圧迫したり、破ったりしてその人を弱らせ、ついには死に至らしめます。

がんはどの年齢でも発生しますが、国の主要死因としてのがんは、中年期とくに四十歳以降に多く発生しています。がんの死亡率は昭和五十七年で人口十万人対百四十四

・二とあっており増加しています。部位別では男女とも胃がんが首位を占め、次いで肺がんとなっています。第三位は男は肺がん、女では子宮がんとなっています。

がんを予防するためにはがんの発生を防ぐ「一次予防」が重要であることはいうまでもありません。がんの発生原因が十分に解明されていない現在、集団検診等による早期発見、早期治療が最も有力な手段となっています。

## 退職金と税金

退職金には、所得税と住民税がかかります。通常退職金の支給を受けるときにそれぞれの税金が徴収されます。この退職金は、長い間の勤労の対価であり退職後の生活のために大切なものですから、これにかかる税金は他の所得と分離して課税されるなど、他の所得より軽い負担で済むようになっていきます。

退職所得と税額の計算

退職金の額から、退職所得控除額を差し引いた残額の二分の一が

退職所得になります。この退職所得に、所得税の税率を掛けたものが所得税額となり、住民税の税率を掛けたものが住民税額となります。

### 【退職所得控除額】

- ①勤続年数が二十年以下るとき 二十五万円×勤続年数
- ②勤続年数が二十年を超えるとき 五十万円×勤続年数

ただし、この額が五十万円未満のときは五十万円となります。

※関係者の方は、早めに次のところへ問い合わせ、確認してください。

四国海運局船舶職員課☎0878②5621か四国海運局高知支局☎21175でお尋ねください。

### 【税額の計算例】

三十四年四月勤務した人が退職金を千六百万円もらった場合を例にとってみましょう。

勤続年数は一年未満の端数は切り上げますので三十五年になり、退職所得控除額は――

五百万円×勤続年数（三十五年）  
二千五百万円×（三十五年）  
退職金千六百万円から退職所得控除額千二百五十万円を差し引いた三百五十万円の二分の一が退職所得となり、その税額を求めると

所得税が二十九万九千円、住民税が十一万二千五百円となります。

【南国税務署】

# 中央公民館の教室・サークル

## 初心者歓迎

## 受講生を募集

市立中央公民館では、五十九年度の教室・サークルの受講生を募集します。

受講希望の方は、市立中央公民館（大浦甲二二五）へ葉書で申し込んでください。希望教室（サークル）、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のこと。

※詳しいことのお尋ねは、市立中央公民館（☎3498）へどうぞ。（場所指定のないものは、いずれも市立中央公民館です）

午後七～九時  
講師・潮田文明氏  
開講日・四月五日

※材料費、電気料実費負担

### 《盆 栽》

日時・第一、第三日曜日  
午前十一～十二時

講師・山本好和氏

開講日・四月一日

定員・四十人

### 《暮らしのマナー》

日時・毎週金曜日  
午後一時半～三時半

講師・谷治正子氏  
開講日・四月六日

※二二回で終了予定

### 《ヨーガ》

日時・毎週月曜日  
午後七～九時

講師・窪田富子氏

開講日・四月九日

定員・四十人（先着）

※体操のできる服装、バスタオル持参

### 《茶道（裏千家）》

日時・第一、第三水曜日  
午後六時半～九時

講師・松木末也氏  
場所・後免町公民館

### 《喜多流謡曲》

日時・第一、第二、第三木曜日  
午後七～九時

講師・野村幸太郎氏

世話人・森武司氏（☎3519）

会費・一カ月三千円

### 《市民句会》

日時・第二火曜日  
午後六時半～九時

講師・森武司氏

世話人・井上真実氏（市役所 ☎2111 内線145）

### 《詩 舞》

日時・毎週土曜日  
午後七～九時

講師・井上笑子氏（☎4721）

講師・國則博道氏

世話人・沢本吉子氏（☎2228）

会費・一カ月五百円

場所・大塚地区公民館

一月に限り八日とする。

会場・県庁西庁舎一階会議室（都合により変更あり）

審査を受ける時の携行品

- (1) 審査を受けようとする銃砲刀剣類
- (2) 警察署で交付された発見届済証
- (3) 発見届を出した者の印鑑
- (4) 一件につき四千五百円の登録手数料（再交付手数料一件につき千五百円）

## 銃砲刀剣類の登録審査

美術品もしくは骨とう品として価値のある「火縄式銃砲や刀剣類」は、登録しなければなりません。審査・文化庁長官が委嘱した登録審査員が行う。

日時・毎月第一火曜日、午後一時半から四時まで。ただし、六十年

## 確かめよう

### 「運転免許証の有効期限」

運転免許証の有効期限が切れているのに、気付かずにそのままの人が多くいるようです。期限が切れている場合は、無免許運転となりますので、自分の免

許証の有効期限を確認しましょう。もし期限が切れている場合は、六カ月以内に手続きを取り、適正試験に合格すれば、新しい免許証が交付されます。必要なものは住

## 春の狂犬病予防注射と登録

### 4月5日から市内各地で

狂犬病予防法により、狂犬病の予防注射を年二回（四月、十月）登録を毎年一回しなければなりません。もし登録または狂犬病予防注射をしなかった場合は、法律により罰金に課せられることがあります。

左表の日程で、予防注射および今年度の登録受け付けを行いますので、必ず最寄りの場所に犬を連れて時間内においでください。

狂犬病予防法により、狂犬病の予防注射をした場合は、登録されていませんので、必ず市役所環境保健課まで登録においでください。

犬に十分な運動を  
○犬にも十分な運動を  
○犬に十分な運動を  
○犬にも十分な運動を

月日	実施場所	実施時間
4月5日(木)	明見保育所	午前9:00～9:20
	篠原中央公民館	" 9:30～10:00
	竹中公民館	" 10:20～11:00
	住吉野公民館	" 11:10～11:30
	市民体育館	午後1:30～2:00
4月6日(金)	能開公民館	" 2:10～2:40
	西山公民館	午前9:00～9:30
	南三島公民館	" 9:40～10:00
	長岡東部公民館	" 10:10～10:50
	西島公民館	" 11:00～11:20
4月10日(火)	左右山公民館	午後1:30～1:50
	市農協国府支所	" 2:00～2:40
	久枝公民館	午前9:10～9:30
	南部福祉館	" 9:40～10:00
	市農協前浜支所	" 10:10～10:50
4月11日(水)	市農協物部出張所	" 11:00～11:40
	田村西部公民館	午後1:30～1:50
	日章地区公民館	" 2:00～2:40
	市農協立田出張所	" 2:50～3:10
	片山公民館	午前9:00～9:20
4月12日(木)	阿戸公民館	" 9:30～9:50
	十市支所	" 10:20～11:00
	稲生井川千屋崎公民館	午後1:00～1:20
	小久保公民館	" 1:40～2:10
	稲生地区公民館	" 2:20～3:00
4月13日(金)	黒滝公民館	午前9:40～10:00
	奈路公民館	" 10:30～11:00
	外山公民館	" 11:20～11:40
	市農協瓶岩支所	午後1:30～2:00
	才谷公民館	" 2:20～2:40
4月16日(月)	白木谷土電終点車庫	午前9:20～9:40
	市農協上倉支所	" 9:50～10:20
	市農協上倉支所	" 10:30～10:40
	植野公民館	" 11:00～11:30
	久礼田地区公民館	午後1:30～1:50
4月18日(水)	久礼田地区公民館	" 2:00～2:40
	岡豊町滝本公民館	午前9:10～9:30
	岡豊町定林寺公民館	" 9:40～10:10
	笠ノ川みかん撰果場	" 10:30～11:00
	岡豊町八幡公民館	" 11:10～11:30
4月19日(木)	岡豊町小笠野神社	午後1:30～1:50
	岡豊町中島沖公民館	" 2:00～2:20
	岡豊支所	" 2:30～3:00
	包末公民館	午前9:30～10:00
	堀ノ内 "	" 10:10～10:30
4月20日(金)	岩村 "	" 10:40～11:10
	下野田 "	午後1:00～1:30
	上野田 "	" 1:40～2:00
	西野田 "	" 2:20～2:40
	宇田児童公園	午前9:00～9:30
中央福祉館	" 9:40～10:00	
栄町公民館	" 10:10～10:40	
南国中央青果市場	" 10:50～11:30	
南国市役所北側駐車場	午後1:30～2:30	

## 保母試験 準備講習会

保母を志す人のために、県社会福祉協議会主催の「保母試験準備講習会」が開かれます。

受講資格・(1)保母試験を受験しようとする人(2)現に児童福祉施設に勤務する人で、資質向上のため受講を希望する人。

## 造林を計画 している方へ

造林(新植)を計画されている方は、次の日程で相談、受け付けを行いますので、お出かけください。

日時・三月二十三日(金) 午前九時～午後四時半  
場所・領石公民館(新館)  
問い合わせ・南園・園見森林組合 ☎0887579013

※獣医の巡回または獣医宅で予

【県中央保健所・環境保健課】